

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年2月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第1号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則(平成16年4月1日規則第29号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
<p><u>附 則</u> この規則は、平成25年2月7日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</p>							
<p><u>別表第1-1（第3条第1項）</u> 分任機関の職位及び処理する事務の範囲</p>				<p><u>別表第1-1（第3条第1項）</u> 分任機関の職位及び処理する事務の範囲</p>			
会計機関名	職 位	分任機関の職位	分任機関が処理する事務の範囲	会計機関名	職 位	分任機関の職位	分任機関が処理する事務の範囲
資産管理役	<u>事務局長</u>	教育研究支援部長	資産管理役が管理する不動産及び物品のうち、図書に係る管理事務	資産管理役	<u>副学長（総務・財務担当）</u>	教育研究支援部長	資産管理役が管理する不動産及び物品のうち、図書に係る管理事務
<p><u>別表第1-2（第3条第1項）</u> 会計機関の代理の職位及び処理する事務の範囲</p>				<p><u>別表第1-2（第3条第1項）</u> 会計機関の代理の職位及び処理する事務の範囲</p>			
会計機関名	職 位	会計機関の代理の職位	会計機関の代理が処理する事務の範囲	会計機関名	職 位	会計機関の代理の職位	会計機関の代理が処理する事務の範囲
〔省略〕				〔省略〕			
出納役	経理課長	<u>副学長（総務担当）</u>	出納役が事故又は不在の場合の事務を代理すること。	出納役	経理課長	<u>副学長（総務・財務担当）</u>	出納役が事故又は不在の場合の事務を代理すること。
資金前渡役	経理課長	<u>副学長（総務担当）</u>	資金前渡役が事故又は不在の場合の事務の代理をすること。	資金前渡役	経理課長	<u>副学長（総務・財務担当）</u>	資金前渡役が事故又は不在の場合の事務の代理をすること。
〔省略〕				〔省略〕			
資産管理役	<u>事務局長</u>	学長	資産管理役が事故又は不在の場合の事務を代理すること。	資産管理役	<u>副学長（総務・財務担当）</u>	学長	資産管理役が事故又は不在の場合の事務を代理すること。
〔省略〕				〔省略〕			

別表第2-1 (第3条第2項)

代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	職 位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
〔省略〕			
資産管理役	<u>事務局長</u>	財務施設部長	不動産及び物品の管理に係る行為のうち、資産管理（取得価格50万円以上の物品）の対象とならない物品等の管理に関する事務

別表第2-1 (第3条第2項)

代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	職 位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
〔省略〕			
資産管理役	<u>副学長（総務・財務担当）</u>	財務施設部長	不動産及び物品の管理に係る行為のうち、資産管理（取得価格50万円以上の物品）の対象とならない物品等の管理に関する事務